

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 227)

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

厚生労働省ホームページより抜粋・一部編集

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 347 号。以下「改正政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 199 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 12 月 24 日に別添のとおり公布されました。

改正の趣旨等については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項では、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 2 条で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないとされている。また、法第 6 条第 1 項では、特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 5 条で定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任しなければならないこととされている。

今回の改正は、厚生労働省が令和 2 年 12 月に設置した「建築物衛生管理に関する検討会」における議論を踏まえ、本年 7 月にとりまとめた「建築物衛生管理に関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）の内容に基づき、

- ・ 国際基準等に基づき見直すことが適当とされた建築物環境衛生管理基準の一部を見直すとともに、
- ・ ICT の進展等を踏まえ、管理技術者の選任に関する事項等について見直すものであること。

第 2 改正の概要

1 政令関係

- （1）居室における一酸化炭素の含有率の基準の見直し（改正政令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 2 条第 1 号イ関係）

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における一酸化炭素の含有率の基準について「100 万分の 10 以下」から「100 万分の 6 以下」に見直すとともに、近年の大気中における一酸化炭素の含有率が改善していること等から、特別の事情がある建築物に係る規定を削除することとしたこと。

- (2) 居室における温度の基準の見直し（政令第 2 条第 1 号イ関係）建築物環境衛生管理基準のうち、居室における温度の低温側の基準を「17 度」から「18 度」に見直すこととしたこと。

2 省令関係

- (1) 一酸化炭素の含有率の特例について（改正省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 2 条関係）1（1）の特別の事情がある建築物に係る政令の規定の削除に伴い、規則第 2 条を削除することとしたこと。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の選任について（規則第 5 条関係）検討会報告書において、「ICT の進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、特定建築物維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、特定建築物維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたこと等を踏まえ、

① 一の特定建築物の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者とならないようにしなければならないことを原則とする規定及び二以上の特定建築物について一定の要件の下で管理技術者を兼ねることを認める規定について削除することとしたこと。

② 管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて、特定建築物所有者等は、

ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

イ 選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと

ウ ア及びイの確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないことについて、新たに規定したこと。

- (3) 帳簿書類について（規則第 20 条関係）

法第 10 条において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならないこととされているところ、(2) ② ア及びイによる確認の結果（ウの特定建築物維持管理権原者への意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面を備えておかなければならないこととしたこと。なお、当該書面の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条及び第 4 条並びに厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）第 3 条及び別表第一並びに第 5 条及び別表第二の規定により、規則第 20 条第 1 項の規定により特定建築物所有者等が備えておくこととされているその他の帳簿書類と同様に、書面による作成及び保存に代えて電磁的記録による作成及び保存を行うことが可能であること。

第3 施行期日について

改正政令及び改正省令は、令和4年4月1日から施行すること。

第4 その他

- 1 改正省令の施行に伴い、「建築物環境衛生管理技術者の選任について」（平成14年3月26日付け健発第0326015号厚生労働省健康局長通知）は、令和4年3月31日をもって廃止することとすること。
- 2 改正省令を踏まえた管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細については、追って示す予定であること

2. 転倒予防・腰痛予防の取組

厚生労働省ホームページより抜粋

「スベッチャダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」のキャンペーンを実施中！

<参考>

「転倒予防・腰痛予防の取組」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。